

福 介 護 第 1 0 0 号
2019 年（平成 31 年）4 月 16 日

居宅介護支援事業所 管理者 様

福 山 市 長
(保健福祉局長寿社会応援部介護保険課)

頻回の生活援助を位置付けるケアプランの届出について

平素から介護保険事業の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年 10 月より、居宅サービス計画に通常の利用状況からかけ離れた訪問介護（生活援助中心型）の利用回数を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、市に届け出なければならないこととされています。

本市においては、昨年 9 月に届出についての通知をしたところでありますが、「頻回の生活援助を位置付けるケアプランの届出要項」を一部修正しましたのでお知らせします。

なお、届出を行っていない居宅サービス計画がある場合は、速やかに届け出てください。

修正箇所

別紙「頻回の生活援助を位置付けるケアプランの届出要項」

【3. 届出する書類】

居宅サービス計画 第 1 表, 第 2 表, 第 3 表, 第 4 表 (サービス担当者会議の要点),
アセスメント, 訪問介護計画

(問い合わせ先)

〒720-8501 福山市東桜町 3 番 5 号
福山市保健福祉局長寿社会応援部
介護保険課 事業者指導担当
TEL: (084) 928-1232